

ねりまの後期高齢者医療

令和元年度（2019年度）

平成30年度実績

練馬区区民部国保年金課

目 次

1	高齢者の医療制度および後期高齢者医療制度の沿革	1
2	組織図と事務分掌	8
3	被保険者	10
	(1) 被保険者の範囲	10
	(2) 住所地特例制度	10
	(3) 被保険者の適用除外	10
	(4) 練馬区の被保険者数と負担区分割合の状況	11
4	保険給付	11
	(1) 療養の給付等（現物給付）	11
	(2) 療養費の支給（現金給付）	15
	(3) 高額療養費	16
	(4) 高額介護合算療養費	17
	(5) 葬祭費	17
	(6) 練馬区の保険給付費等（費用額等）の内訳	18
	(7) 一部負担金の減免	19
	(8) 医療費の適正化	20・21
5	保険料	22
	(1) 保険料の計算方法	22
	(2) 保険料の軽減	23
	(3) 保険料の納付方法	24
	(4) 練馬区の保険料の収納状況	24
	(5) 保険料滞納者への督促・催告	28
	(6) 保険料の減免	29
6	財政	30
	平成30年度 練馬区後期高齢者医療会計決算状況	
	(1) 歳入	30
	(2) 歳出	31
7	広報	32
	(1) ねりま区報による周知	32
	(2) 区ホームページによる周知	33
	(3) 東京都後期高齢者医療広域連合作成の制度周知用パンフレットによる周知	33
	(4) 東京都後期高齢者医療広域連合発行の広報紙「東京いきいき通信」による周知	33
	(5) その他の案内等	33
8	保健事業	34
	(1) 健康診査事業	34
	(2) 宿泊保養施設事業	35

1 高齢者の医療制度および後期高齢者医療制度の沿革

区分：区の動き「区」、広域連合の動き「広」、国の動き「国」

年 月	区分	内 容
昭和36年 4月	国	国民皆保険体制の確立
昭和48年 1月	国	老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 70歳以上の高齢者の自己負担無料化
昭和58年 2月	国	老人保健法に基づく老人保健制度の開始 高齢者の一部負担金制度の導入
平成13年 1月	国	一部負担金の定率負担制度（1割）の導入
平成17年12月	国	「医療制度改革大綱」が政府・与党医療改革協議会によってまとめられる。 75歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設するという指針 が示される。
平成18年 4月	区	高齢社会対策課に医療制度改革主査を設置
平成18年 6月	国	「健康保険法等の一部を改正する法律」施行 平成20年4月から法律名を「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に關する法律」に変更し、その内容を全面改正するとともに制度名を「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に改めることとする。
平成18年10月	国	現役並み所得者の一部負担金割合の改正（2割から3割へ）
平成18年12月	区	平成18年第四回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約」を議決
平成19年 3月	広	東京都後期高齢者医療広域連合発足
平成19年10月	国 国	「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」および「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」公布 与党のプロジェクトチームでとりまとめ「高齢者の負担のあり方について」 被用者保険の被扶養者であった方からの保険料徴収の凍結（平成20年4月 から9月まで保険料の徴収を凍結、平成20年10月から平成21年3月まで 保険料を9割軽減する。）
平成19年11月	広	「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」公布 平成19年第一回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会にて議決される。
平成20年 2月	広	「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例」議決 東京都独自の保険料所得割軽減策について附則第11条が追加される。

平成20年 3月	区	保険料の軽減策として、区の一般財源の投入に伴い、平成20年第一回練馬区議会定例会にて広域連合の規約改正を議決
平成20年 4月	国 広 区 区 国	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度施行 ・保険料 均等割額 37,800円 所得割率 6.56% ・「練馬区後期高齢者医療に関する条例」施行 ・高齢社会対策課の医療助成係と医療制度改革主査を廃止し、後期高齢者保険料係と後期高齢者資格係を設置 ・後期高齢者医療制度の呼称を「長寿医療制度」とする。
平成20年 6月	国	<p>政府・与党決定「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」特別対策として保険料負担の軽減割合の拡大措置がとられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険料の均等割額が7割軽減されている世帯の均等割額 → 8.5割軽減（平成20年度） ② 保険料の均等割額が7割軽減されている世帯のうち、被保険者の全員が年金収入80万円以下の世帯の均等割額 → 9割軽減（平成21年度） ③ 賦課の基礎となる所得金額が58万円以下（年金収入153万円から211万円まで）の方の所得割額 → 5割軽減（平成20・21年度） ④ 特別徴収（年金天引き）から口座振替への切替を可能とする ⑤ 終末期相談支援料の凍結
平成20年 7月	国	<p>特別徴収から口座振替への切替を可能とする政令改正</p> <p>対象：① 過去2年間に国民健康保険料を滞りなく納めていた方</p> <p style="padding-left: 2em;">② ①を満し、かつ年金収入180万円未満で連帯納付義務者（世帯主や配偶者）がいる方</p> <p>※ 同政令改正に、区市町村が行う事務として、後期高齢者医療制度に関する広報および相談が追加される。</p>
平成20年 9月	国	<p>与党PTとりまとめ「平成21年度における高齢者医療の負担のあり方について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被用者保険の被扶養者の保険料を平成21年4月から1年間、9割軽減実施 ② 75歳到達月に自己負担が増加しないための特例の創設（誕生月の自己負担限度額の減額、平成21年1月施行） ③ 一部負担金の割合が1割から3割になる被保険者を1割に戻すための基準の見直し（対象範囲の拡大、平成21年1月施行）
平成20年 11月	国	<p>与党PTとりまとめ「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成21年度以降の保険料軽減の財源については、全額国費で対応 ② 口座振替の選択制（平成20年7月の政令改正で示された要件を撤廃し、年金天引きと口座振替の選択制とする。）の導入

平成20年12月	国	口座振替の選択制の政令改正（平成21年4月施行）
平成21年 4月	国 国 国 区	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割額8.5割軽減の1年間継続 ・均等割額9割軽減の開始と所得割額5割軽減の継続 ・被用者保険の被扶養者保険料の9割軽減を1年間継続 ・宿泊保養施設事業を開始（練馬区国民健康保険の宿泊保養施設と協定締結）
平成21年11月	国	<p>高齢者医療制度改革会議の設置</p> <p>新たな高齢者医療制度について以下の原則に基づき検討を開始</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 後期高齢者医療制度は廃止する ② 「地域保険としての一元運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する ③ 後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する ⑤ 高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする ⑥ 市町村国保の広域化につながる見直しを行う <p>新制度は平成25年4月施行という見通しが示される</p>
平成22年 3月	区	平成22年第一回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」、「東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費事務の受託について」を議決
平成22年 4月	国 国 国 広 広 区 区 区	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割額8.5割軽減の1年間継続 ・均等割額9割軽減と所得割額5割軽減の継続 ・被用者保険の被扶養者保険料の9割軽減を継続 ・保険料 均等割額 37,800円 所得割率 7.18% ・葬祭費事業が広域連合の事業となり、区市町村は委託を受けて実施する。 ・組織改正により、後期高齢者保険料係と後期高齢者資格係が健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課から区民生活事業本部区民部国保年金課へ編入される。 ・後期高齢者医療保険料のモバイルレジ収納を開始 ・宿泊保養施設事業を練馬区国民健康保険と合同で実施
平成22年12月	国	<p>高齢者医療制度改革会議において、新しい高齢者の医療制度についての最終とりまとめが公表され、以下のような制度の枠組み等が示される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する ② 加入する制度を年齢で区分せず、高齢のサラリーマンや扶養家族は被用者保険に、それ以外の方は国民健康保険に加入する ③ 国民健康保険の運営については、第一段階として、75歳以上の部分は都道府県単位の財政運営とし、区市町村は資格管理や保険料の徴収、保険給付等を行う

		<p>④ 第二段階として、新制度施行5年後の平成30年度を目標に、全年齢で都道府県単位化を図る。</p> <p>※ 平成25年度に新制度へ移行するスケジュールが示されるが、法案提出の目途が立たず、制度改正は平成26年3月以降に変更となる。</p>
平成23年 3月	広	東日本大震災の被災者に対する一部負担金等の減免を実施
平成23年 4月	国 国 国 区	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割額8.5割軽減の1年間継続 ・均等割額9割軽減と所得割額5割軽減の継続 ・被用者保険の被扶養者保険料の9割軽減を継続 ・国保年金課に制度改正担当係を設置
平成24年 2月	国	<p>「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、以下の内容が明記される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。 ・具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成24年 3月	区	平成24年第一回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
平成24年 4月	国 国 国 国 広 広	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割額8.5割軽減の1年間継続 ・均等割額9割軽減と所得割額5割軽減の継続 ・被用者保険の被扶養者保険料の9割軽減を継続 ・高額療養費の外来現物給付化の開始 ・保険料 均等割額 40,100円 所得割率 8.19% ・保険料賦課限度額の引き上げ（50万円から55万円に）
平成24年 7月	国	外国人登録制度が廃止され、適法に3か月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳に記載されることとなる。
平成24年 8月	広	地方税における扶養控除の見直しに伴い、一部負担金の判定にあたり、調整控除を行う。
平成24年10月	広	国の通知に基づき、被保険者証等の裏面に性別表記を行う際の取扱いが示される。
平成25年 4月	国 国 国	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割額8.5割軽減の1年間継続 ・均等割額9割軽減と所得割額5割軽減の継続 ・被用者保険の被扶養者保険料の9割軽減を継続
平成25年 8月	国	内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」において報告書が作成され、この中で「後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当」と明記される。

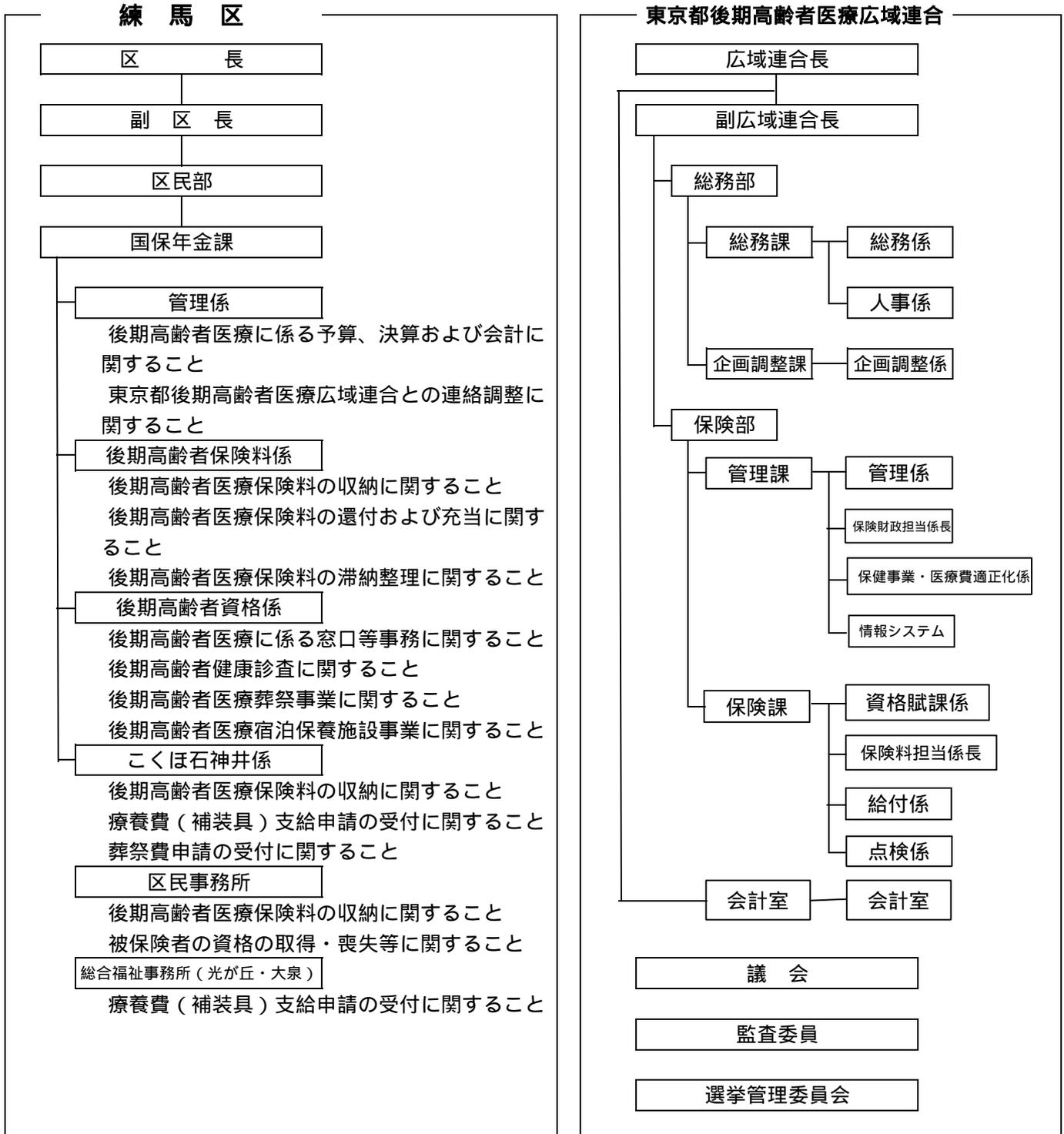
平成25年 12月	国	<p>社会保障制度改革国民会議の報告を受けて、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障制度改革プログラム法）が可決・成立</p> <p>社会保障制度改革プログラム法の中で医療制度改革の内容として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保の保険者、運営等のあり方の改革 ・後期高齢者支援金の全面総報酬割 ・70～74歳の患者負担の見直し（1割から2割） ・高額療養費の見直し などが挙げられている。
平成26年 3月	区	平成26年第一回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
平成26年 4月	国 国 国 国 広 広	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割額8.5割軽減の1年間継続 ・均等割額9割軽減と所得割額5割軽減の継続 ・均等割額の軽減対象者の拡大（5割軽減に新たに単身世帯が対象となるとともに、5割・2割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される。） ・被用者保険の被扶養者保険料の9割軽減を継続 ・保険料 均等割額 42,200円 所得割率 8.98% ・保険料賦課限度額の引き上げ（55万円から57万円に）
平成27年 1月	国	医療機関にかかるときの自己負担割合の判定基準に、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者およびその方と同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合であれば1割負担となる基準が加わる。
平成27年 4月	国 国 国 国	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割額8.5割軽減の1年間継続 ・均等割額9割軽減と所得割額5割軽減の継続 ・被用者保険の被扶養者保険料の9割軽減を継続 ・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式に限る）が住所地特例対象となる。
平成27年 5月	国 国	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の適用除外とすべき特別の理由がある人に、特定活動の在留資格者のうち、観光・保養その他これらに類する活動を行う人などが新たに追加される。 ・国保の財政運営の主体を都道府県とすることや高齢者医療費における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入などを柱とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が可決・成立
平成28年 1月	国	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、後期高齢者医療制度の申請書に個人番号欄が設けられる。

平成28年 3月	区	平成28年第一回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
平成28年 4月	国 国 国 国 国 国 広	<ul style="list-style-type: none"> ・現役並み所得・一般の所得区分の療養病床以外への入院時の食費（1食当たり）が360円に変更される（非課税世帯は据え置き）。 ・患者の申出により厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養が保険外併用療養費の支給対象となる。 ・均等割額8.5割軽減の1年間継続 ・均等割額9割軽減と所得割額5割軽減の継続 ・均等割額の軽減対象者の拡大（5割・2割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される） ・被用者保険の被扶養者保険料の9割軽減を継続 ・保険料 均等割額 42,400円 所得割率9.07%
平成29年 4月	国 国 広 広 国 国 国	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険制度改革骨子（平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、所得割額軽減および被用者保険の被扶養者保険料均等割額の軽減について見直し ・所得割額5割から2割軽減に見直し ・所得割額7.5割から4.5割軽減に見直し ・所得割額10割から7割軽減に見直し ・被用者保険の被扶養者保険料の均等割額9割から7割軽減に見直し ・均等割額9割および8.5割軽減の1年間継続 ・均等割額の軽減対象者の拡大（5割・2割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される）
平成29年 8月	国	・高額療養費の上限額の変更、一般所得区分の外来分年間上限額導入
平成29年10月	国	・医療療養病床の入院時の光熱水費（1日当たり）の変更
平成30年 3月	区	・平成30年第一回練馬区議会定例会にて、「練馬区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
平成30年 4月	国 国 国 国 国 広	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地特例の適用を受けた国民健康保険の被保険者が新たに後期高齢者医療保険制度に加入する場合、国民健康保険での住所地特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる ・現役並み所得・一般の所得区分の療養病床以外への入院時の食費（1食当たり）が460円に変更される（非課税世帯は据え置き）。 ・所得割額2割軽減から軽減なしに見直し ・被用者保険の被扶養者保険料の均等割額7割から5割軽減に見直し ・均等割額の軽減対象者の拡大（5割・2割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される。） ・保険料 均等割額 43,300円 所得割率8.80%

	広 広 広	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課限度額の引き上げ（57万円から62万円に） ・所得割額4.5割から2.5割軽減に見直し ・所得割額7割から5割軽減に見直し
平成30年 8月	国 国 国	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費制度の区分細分化 ・高額介護合算療養費の自己負担限度額の一部変更 ・現役並み所得ⅠⅡを対象に「限度額適用認定証」の新設
平成31年 4月	国 国 区 区	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の軽減特例（9割および8.5割軽減）を、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給にあわせて、10月より見直し。なお、保険料は年度当初から通年で以下のとおりとする。また8.5割軽減対象者については、年金生活者支援給付金等のない低所得者であることに鑑み、1年間据え置き。 [9割軽減]→R1年度8割軽減、R2年度7割軽減へ。 [8.5割軽減]→R1年度8.5割軽減、R2年度7.75割軽減、R3年度7割軽減へ。 ・均等割額の軽減対象者の拡大（5割・2割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される） ・暫定賦課（4月～6月）の廃止 ・後期高齢者（長寿すこやか）歯科健診の実施（対象：76歳・80歳）

2 組織図と事務分掌

(平成31年4月1日現在)



広域連合とは

都道府県、区市町村の区域をまたがる広域的な行政需要の増大、多様化に対応するとともに、国等からの権限移譲を受け入れることを可能とする特別地方公共団体である「地方公共団体の組合」の1つとして、平成6年の地方自治法の改正により規定された行政機構のこと。

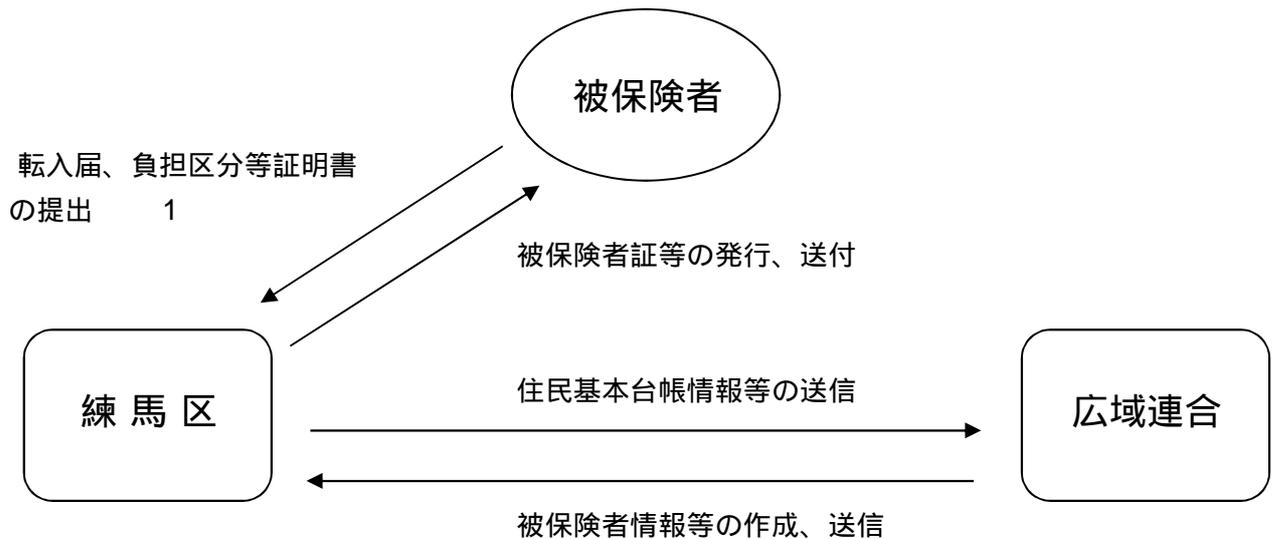
広域連合には執行機関と議会を置き、広域連合長や議員は、規約に基づき直接選挙または間接選挙で選出される。普通地方公共団体と同様の住民による直接請求も認められている。

区の主な業務	広域連合の主な業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の徴収や納付相談 ・ 転入などの加入や資格喪失の届け出の受付 ・ 被保険者証等の引渡し ・ 各種申請の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の認定 ・ 保険料の決定 ・ 医療の給付 ・ 健診事業の実施（区市町村に委託して実施）

区と広域連合の役割分担の例

資格関連業務

< 転入の場合 >

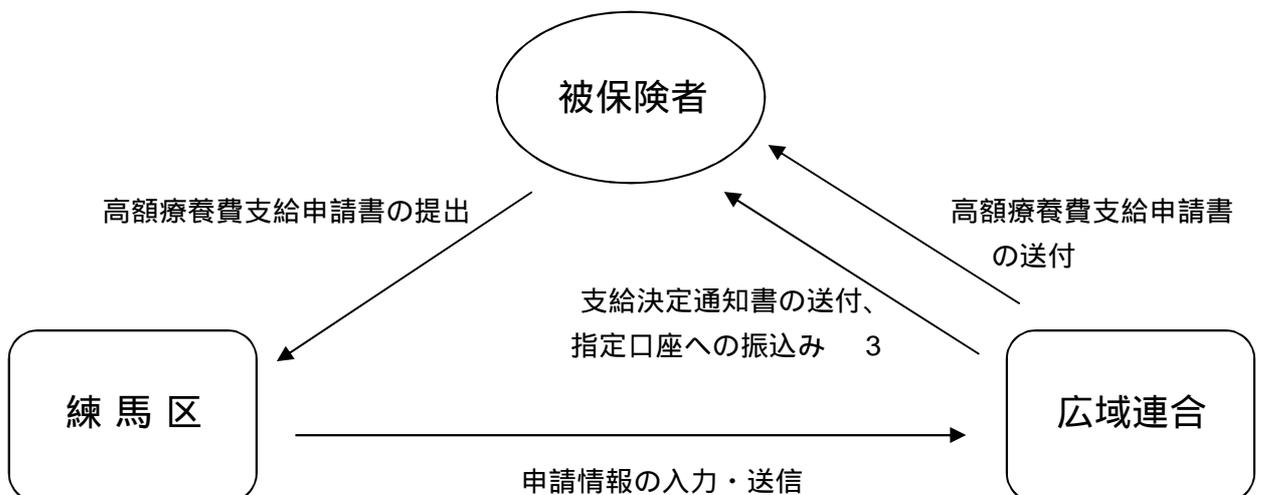


1 東京都内の転入は、保険者が変わらないため、負担区分等証明書の提出は不要である。

給付関連業務

2

< 高額療養費の支給の場合 >



2 区と広域連合の関係を示すため、保険医療機関等との関係は省略している。

3 不支給決定の場合には、支給申請却下通知書を送付する。

3 被保険者

後期高齢者医療制度では、広域連合の区域内に住所を有する者のうち、以下の者が被保険者となる。練馬区は、都内の他の区市町村とともに東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に加入している。

(1) 被保険者の範囲

75歳以上の者

65歳から74歳のもので一定の障害があり、申請によって広域連合が認定した者

(2) 住所地特例制度

被保険者がそれまで加入していた広域連合とは異なる広域連合内にある病院や施設等に入院（入所）し、その病院等の所在地に住所を変更した場合に、転出前の広域連合の資格を継続する制度。病院や施設が多く所在する広域連合の給付費の増加により生じる、財政運営上の不均衡を調整するために設けられている。後期高齢者医療制度では、被保険者の資格を都道府県単位で取り扱うため、同一都道府県内での被保険者の異動には適用されない。

平成30年4月より、住所地特例の適用を受けた国民健康保険の被保険者が新たに後期高齢者医療保険制度に加入する場合、国民健康保険での住所地特例を引き継ぐこととなった。

〔住所地特例制度の対象となる施設〕

- ・病院または診療所 ・障害者支援施設
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ・有料老人ホーム、介護保険施設等
- ・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式に限る）

(3) 被保険者の適用除外

年齢や障害の条件等で、後期高齢者医療制度の被保険者の範囲に該当していても、以下の者は対象外となる。

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

つぎのアからオまでに該当する者

ア 日本国籍を有しない者であって、住民基本台帳法に規定する中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者以外の者

ただし、以下の者を除く。

- ・既に被保険者の資格を取得している者
- ・興行、技能実習、家族滞在、特定活動により3か月以上滞在すると認められる者

イ 日本国籍を有しない者で、特定活動の在留資格で入国・在留する者のうち、病院または診療所に入院し医療を受ける者、当該入院の前後に継続して医療を受ける者、これらの医療を受ける者の日常生活上の世話をする者

ウ 日本国籍を有しない者で、特定活動の在留資格で入国・在留する者のうち、日本において1年を超えない期間滞在し、観光・保養その他これらに類する目的で滞在する者およびその者に同行する配偶者

エ 国立及び国立以外のハンセン病療養所に入所している者及び「らい病予防法の廃止に関する法律」第6条の規定による援護を受けている者

オ その他特別の事由がある者で条例で定めるもの

(4) 練馬区の被保険者数と負担区分割合の状況

[各年度3月31日現在 単位:人]

年 度	被保険者数	負 担 区 分 割 合								障害認定者(再掲)		
		3割負担			1割負担			被保険者数	負担区分割合			
		現役	現役	現役	一般	区分	区分		3割負担	1割負担		
26年度	74,018	10,907				63,111	34,527	13,994	14,590	184	6	178
27年度	76,390	10,845				65,545	35,680	14,792	15,073	167	6	161
28年度	78,842	11,310				67,532	36,738	15,587	15,207	146	3	143
29年度	80,917	11,451				69,466	37,680	16,296	15,490	145	5	140
30年度	82,976	11,870	2,701	2,021	7,148	71,106	38,275	17,106	15,725	153	6	147
前年度増減率	2.5%	3.7%				2.4%	1.6%	5.0%	1.5%	5.5%	20.0%	5.0%

[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「被保険者数及び負担区分割合の状況」より抜粋]

制度改正により、平成30年8月診療分から現役並み所得の所得区分が3つに細分化された。

4 保険給付

(1) 療養の給付等(現物給付)

被保険者は、疾病にかかったり負傷した場合に、療養の給付として保険医療機関や保険薬局で治療などの医療サービスを受けることができる。保険医療機関等で支払う医療費の一部負担金の割合は、1割または3割で、前年の所得が確定した後、毎年8月1日に見直しを行っている。

療養の給付における被保険者の一部負担金の割合

区 分	負担割合	基 準
一 般	1割	住民税の課税所得金額 145万円未満 1
現役並み所得	3割 3.	住民税の課税所得金額 145万円以上 2

- 1 同一世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の課税所得金額が145万円未満の被保険者
- 2 課税所得金額が145万円以上ある被保険者および当該被保険者と同一世帯にいる被保険者。ただし、障害認定を受けた昭和20年1月2日以降生まれの被保険者およびその方と同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合、賦課のもととなる所得(P21参照)の合計額が210万円以下の場合は1割負担となる。
- 3 3割負担と判定された方の申請により、年間の収入で負担割合を再判定する(下記参照)。

申請により1割負担に変更になる方

< 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合 >

- ・前年の収入額が383万円未満
- ・前年の収入額が383万円以上で同一世帯に他の医療保険に加入の70歳から74歳の方がいる場合は、前年の収入合計額が520万円未満

< 同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合 >

- ・前年の収入合計額が520万円未満

入院時食事療養費の給付における被保険者負担額（標準負担額）

被保険者が入院したとき、広域連合は入院に伴う療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。広域連合が被保険者に代わり医療機関にその費用を直接支払う現物給付としており、被保険者は標準負担額のみを支払う。

住民税非課税世帯には減額制度がある（限度額適用・標準負担額減額認定証）。

負担区分			1食当たりの食費
現役並み所得・一般			460円 1
住民税非課税等	区分	過去12か月の入院日数が90日以内	210円
		過去12か月の入院日数が90日超（長期入院該当） 2	160円
	区分		100円

- ・区分 住民税非課税世帯の方で、区分 に該当しない方。
- ・区分 ア 住民税非課税世帯の方で、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方。
- イ 住民税非課税世帯の方で、老齢福祉年金受給者の方。

- 1 指定難病患者の方と精神病床へ平成27年4月1日以前から継続して入院している方は、当分の間260円に、据え置き。
- 2 区分 に該当し、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付後（他の医療保険の加入期間を含む）の過去12か月で入院日数が90日を超えた方が申請することにより該当となる。

入院時生活療養費の給付における被保険者負担額（標準負担額）

被保険者が長期入院したとき、広域連合は入院に伴う療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。広域連合が被保険者に代わり医療機関にその費用を直接支払う現物給付としており、被保険者は標準負担額のみを支払う。

住民税非課税世帯には減額制度がある（限度額適用・標準負担額減額認定証）。

負担区分		1食当たりの食費		1日当たりの居住費
		入院医療の必要性が低い方 1	入院医療の必要性が高い方 2	
現役並み所得・一般		460円 3	460円 3	370円
非課税 住民税等	区分	210円	210円 4	
	区分	130円	100円	
	老齢福祉年金受給者	100円	100円	0円

- 1 入院医療の必要性が高い方以外が該当する。
- 2 人工呼吸器、静脈栄養が必要な方や難病の方などが該当する。
- 3 保険医療機関の施設基準等により420円の場合がある。
- 4 長期入院該当で160円となる。

練馬区の限度額適用・標準負担額減額認定証 および限度額適用認定証の発行件数

ア 限度額適用・標準負担額減額認定証 発行件数

年 度	件 数
26年度	26,774 件
27年度	27,483 件
28年度	28,302 件
29年度	29,615 件
30年度	30,631 件
前年度増減率	3.4 %

イ 限度額適用認定証 発行件数

年 度	件 数
30年度	1,532 件

制度改正により、平成30年8月診療分から現役並み所得の所得区分が3つに細分化され、新たに現役並み および が限度額適用認定証の発行対象となった。

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「基準収入額適用申請者及び減額認定者数内訳」
(平成26～30年度)〕

練馬区の療養給付の状況（現物給付）

	療養給付				療養給付計
	医 科		歯 科	調 剤	
	入 院	入院外			
26年度件数	50,984	1,239,282	218,260	925,720	2,434,246
27年度件数	52,633	1,275,125	230,807	957,044	2,515,609
28年度件数	53,673	1,315,162	242,162	996,477	2,607,474
29年度件数	55,186	1,342,941	253,490	1,026,325	2,677,942
30年度件数	56,542	1,370,624	266,865	1,049,311	2,743,342
前年度増減率	2.5 %	2.1 %	5.3 %	2.2 %	2.4 %
26年度費用額	27,246,782,230	19,401,782,520	2,941,727,470	13,296,479,790	62,886,772,010
27年度費用額	28,834,133,710	20,416,578,330	3,078,951,620	14,316,847,400	66,646,511,060
28年度費用額	29,542,551,840	20,972,164,130	3,189,210,990	14,014,240,790	67,718,167,750
29年度費用額	31,043,416,990	21,428,324,240	3,303,210,860	14,330,332,190	70,105,284,280
30年度費用額	32,683,922,750	22,194,886,810	3,421,684,790	13,890,691,900	72,191,186,250
前年度増減率	5.3 %	3.6 %	3.6 %	3.1 %	3.0 %

	療養費		療養費計	合 計
	入院時食事・生活療養費	訪問看護		
26年度件数	47,559	3,414	50,973	2,437,660
27年度件数	49,214	4,046	53,260	2,519,655
28年度件数	50,188	4,787	54,975	2,612,261
29年度件数	51,598	5,270	56,868	2,683,212
30年度件数	52,989	5,775	58,764	2,749,117
前年度増減率	2.7 %	9.6 %	3.3 %	2.5 %
26年度費用額	1,394,266,936	279,952,740	1,674,219,676	64,560,991,686
27年度費用額	1,425,544,326	348,898,810	1,774,443,136	68,420,954,196
28年度費用額	1,413,799,884	409,457,560	1,823,257,444	69,541,425,194
29年度費用額	1,451,434,617	436,072,020	1,887,506,637	71,992,790,917
30年度費用額	1,507,172,188	476,586,050	1,983,758,238	74,174,944,488
前年度増減率	3.8 %	9.3 %	5.1 %	3.0 %

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「決算関係資料」（平成26年度～30年度）〕

療養給付の区分等は広域連合資料に基づく。

件数は延べ数で、合計は入院時食事・生活療養費の件数を除外している。

費用額は一部負担金と保険者負担分等の合計額で、単位は円

(2) 療養費の支給（現金給付）

療養費は、被保険者が医療費を一時全額自己負担し、その後被保険者の申請に基づき、保険者が負担すべき金額を被保険者に払い戻すものであり、代表的なものとして、骨折や捻挫等で柔道整復師の施術を受けたときの費用や医師が必要と認めたマッサージ、はり等の費用がある。

練馬区の療養費の支給状況（現金給付）

	区 分				
	一般診療	補装具	柔道整復師 の施術	あんま・ マッサージ	はり・きゅう
26年度件数	27	1,539	58,292	21,481	5,086
27年度件数	35	1,581	57,805	21,763	5,343
28年度件数	116	1,617	55,899	22,890	5,653
29年度件数	66	1,734	55,177	23,452	6,233
30年度件数	62	1,747	53,434	23,780	6,732
前年度増減率	6.1 %	0.7 %	3.2 %	1.4 %	8.0 %
26年度費用額	451,500	57,471,354	706,580,124	641,360,096	83,402,702
27年度費用額	672,120	62,560,802	683,315,810	658,875,229	90,180,680
28年度費用額	4,960,760	65,224,732	635,910,147	699,133,444	98,835,770
29年度費用額	1,780,150	67,446,155	610,213,343	731,136,491	115,186,790
30年度費用額	2,087,850	69,947,185	581,476,019	785,304,810	137,456,280
前年度増減率	17.3 %	3.7 %	4.7 %	7.4 %	19.3 %

	区 分			合 計
	移 送	その他	標準負担額差額	
26年度件数	0	581	49	87,055
27年度件数	0	880	100	87,507
28年度件数	0	1,052	66	87,293
29年度件数	0	1,200	122	87,984
30年度件数	0	1,513	91	87,359
前年度増減率	—	26.1 %	25.4 %	0.7 %
26年度費用額	0	3,338,307	215,280	1,492,819,363
27年度費用額	0	3,881,447	440,360	1,499,926,448
28年度費用額	0	4,326,784	419,710	1,508,811,347
29年度費用額	0	4,934,569	1,107,890	1,531,805,388
30年度費用額	0	6,107,716	889,980	1,583,269,840
前年度増減率	—	23.8 %	19.7 %	3.4 %

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「決算関係資料」（平成26～30年度）〕

療養費の区分等は広域連合資料に基づく。

件数は延べ数

費用額は一部負担金と保険者負担分等の合計額で、単位は円

(3) 高額療養費

被保険者の医療費負担を軽減するために、医療を受ける際に支払った1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が被保険者に払い戻される。

1か月の自己負担限度額は下表のとおりで、同一世帯内に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は合算でき、病院・診療所・調剤薬局などの区別なく合算する。

平成24年4月1日から従来の入院時に加えて、外来診療についても、同一月で同一医療機関の窓口負担が自己負担限度額までとなっている。

(平成30年8月診療分から適用)

負担区分		外来(個人ごと)の限度額	外来+入院 (世帯ごと) の限度額
		現役並み所得	252,600円 + (10割分の医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円) 1
現役並み所得	167,400円 + (10割分の医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円) 1		
現役並み所得	80,100円 + (10割分の医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円) 1		
一般	18,000円 (144,000円) 2	57,600円 (44,400円) 1	
非課税等 住民税	区分	8,000円	24,600円
	区分		15,000円

- 過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数を含む。
- 計算期間1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)のうち、基準日時点(計算期間の末日)で一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額(月額の高額療養費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給する。

ア 高額療養費支給状況

年度	件数	支給額
26年度	110,724	565,492,642
27年度	118,244	611,644,184
28年度	116,830	604,275,802
29年度	115,473	617,318,554
30年度	105,028	650,550,994
前年度増減率	9.0%	5.4%

イ 高額療養費(外来年間合算)支給状況

年度	件数	支給額
30年度	4,712	8,164,283
前年度増減率	-	-

[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「決算関係資料」(平成26~30年度)]

平成30年度からイ高額療養費(外来年間合算)が追加となる。

件数は延べ数、支給額の単位は円

(4) 高額介護合算療養費

医療費と介護費の両方に負担がある被保険者の負担を軽減するため、世帯内で同一の医療保険（後期高齢者医療や国民健康保険など）の加入者について、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、その自己負担額の合計が高額介護合算療養費の自己負担限度額を超えた場合、申請によって自己負担限度額を超えた金額がそれぞれの制度から払い戻される。

負担区分		後期高齢者医療 + 介護保険 世帯単位の自己負担限度額【年額】
現役並み所得		67万円
一般		56万円
住民税非課税等	区分	31万円
	区分	19万円

練馬区の高額介護合算療養費支給状況 [単位:円]

年度	件数	支給額
26年度	4,212	82,694,416
27年度	4,546	85,859,107
28年度	4,734	88,018,057
29年度	5,637	118,994,375
30年度	5,710	115,271,139
前年度増減率	1.3 %	3.1 %

(5) 葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った方に対して、葬祭費を支給する。

平成22年度からは広域連合の事業となり、区は広域連合から委託を受けて実施している。

広域連合の葬祭費は1件50,000円であり、区が1件20,000円の上乗せをし、計70,000円を支給する。

練馬区の葬祭費支給状況 [単位:円]

年度	件数	支給額
26年度	3,590	251,250,000
27年度	3,547	248,240,000
28年度	3,804	266,280,000
29年度	3,853	269,710,000
30年度	3,947	276,290,000
前年度増減率	2.4 %	2.4 %

(6) 練馬区の保険給付費等（費用額等）の内訳

給付種別・年度		件数	費用額等
療養給付費	26年度	2,437,660	64,560,991,686
	27年度	2,519,655	68,420,954,196
	28年度	2,607,474	69,541,425,194
	29年度	2,677,942	71,992,790,917
	30年度	2,743,342	74,174,944,488
前年度増減率		2.4 %	3.0 %
療養費	26年度	87,055	1,492,819,363
	27年度	87,507	1,499,926,448
	28年度	87,293	1,508,811,347
	29年度	87,984	1,531,805,388
	30年度	87,359	1,583,269,840
前年度増減率		0.7 %	3.4 %
高額療養費・ 高額介護合算療養費	26年度	114,936	648,187,058
	27年度	122,790	697,503,291
	28年度	121,564	692,293,859
	29年度	121,110	736,312,929
	30年度	115,450	773,986,416
前年度増減率		4.7 %	5.1 %
葬祭費	26年度	3,590	251,250,000
	27年度	3,547	248,240,000
	28年度	3,804	266,280,000
	29年度	3,853	269,710,000
	30年度	3,947	276,290,000
前年度増減率		2.4 %	2.4 %
合計	26年度	2,643,241	66,953,248,107
	27年度	2,733,499	70,866,623,935
	28年度	2,820,135	72,008,810,400
	29年度	2,890,889	74,530,619,234
	30年度	2,950,098	76,808,490,744
前年度増減率		2.0 %	3.1 %

平成30年度から高額療養費に外来年間合算を含む。

費用額は一部負担金と保険者負担分等の合計額で、単位は円

(7) 一部負担金の減免

災害その他の理由により、生活が一時的に困難になり、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免を行う。

練馬区の減免件数等

平成26～30年度において一部負担金の減額および免除の実績なし。

〔東日本大震災被災者に係る減免措置について〕

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者に係る一部負担金等については、以下の減免措置を講じた。

【対象】

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第2条第3項に規定する特定被災区域に、平成23年3月11日に住所を有して（発災後、他区市町村に転出した方を含む）、かつ以下のいずれかに該当する方

住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方

主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方

主たる生計維持者の行方が不明である方

主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

【免除内容および期間】

一部負担金、入院時食事療養費または入院時生活療養費に係る標準負担額等に係る自己負担額

平成23年3月11日から平成24年2月29日までの診療分 10割減免

一部負担金免除については、警戒区域等の住民だった方は、原則、平成31年2月28日まで延長された（警戒区域等以外の住民だった方は平成24年9月30日で終了）。

【練馬区の減免実績】

年 度	現物給付		現金給付	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
26年度	220	373,657	1	4,263
27年度	227	347,881	1	15,000
28年度	241	289,117	0	0
29年度	233	621,128	0	0
30年度	281	589,947	0	0
前年度増減率	20.6 %	5.0 %	-	-

(8) 医療費の適正化

ア 不正利得

被保険者証の不正利用や虚偽の申請による一部負担金の減免等、偽りその他不正な行為により保険給付を受けた場合、不正利得として徴収する。

イ 不当利得

善意の無資格診療等、受給資格がないにもかかわらず保険給付を受けた場合、不当利得として給付を受けた者に対して、医療費の返還請求を行う。

ウ 第三者行為

交通事故等第三者の行為が原因で、被保険者に医療の必要が生じた場合には、原則として第三者（加害者）が、損害賠償の責任の度合いに応じて医療費等を負担する。保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を法律上当然に代位取得し、第三者に保険者負担分の医療費を請求する。

公害が原因で被保険者に医療の必要が生じた場合は、国が第三者（加害者）となり、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は国に対して保険者負担分を請求する。

練馬区の返納金等の調定・収入状況

〔単位：円〕

		調 定		収 入	
		件 数	金 額	件 数	金 額
不正利得・不当利得等	26年度	4,225	18,081,964	3,338	13,832,784
	27年度	2,305	13,568,153	1,631	8,356,153
	28年度	2,485	25,779,298	1,924	19,549,560
	29年度	2,036	15,360,378	1,464	9,022,753
	30年度	3,393	25,197,643	2,262	11,172,298
前年度増減率		66.7 %	64.0 %	54.5 %	23.8 %
第三者行為 交通事故等	26年度	264	10,263,691	264	10,263,691
	27年度	178	20,378,088	178	20,378,088
	28年度	416	62,098,985	416	62,098,985
	29年度	305	38,106,047	305	38,106,047
	30年度	269	31,208,110	269	31,208,110
前年度増減率		11.8 %	18.1 %	11.8 %	18.1 %
第三者行為 公害	26年度	0	0	0	0
	27年度	0	0	0	0
	28年度	0	0	0	0
	29年度	0	0	0	0
	30年度	0	0	0	0
前年度増減率		—	—	—	—
26年度計		4,489	28,345,655	3,602	24,096,475
27年度計		2,483	33,946,241	1,809	28,734,241
28年度計		2,901	87,878,283	2,340	81,648,545
29年度計		2,341	53,466,425	1,769	47,128,800
30年度計		3,662	56,405,753	2,531	42,380,408
前年度増減率		56.4 %	5.5 %	43.1 %	10.1 %

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「不当利得・第三者行為（調定・収入）区市町村一覧」（平成26～30年度）〕

エ 医療費通知

医療費への認識を高めてもらうことを目的として、総医療費が5万円以上の月がある人など一定基準を超える受診者に対して広域連合が年1回通知している。

平成30年度 練馬区の医療費通知発送件数

発送時期	発送件数
平成31年1月	57,825

オ ジェネリック医薬品差額通知

患者負担額の軽減および医療保険財政の健全化を目的として、先発医薬品から後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えることにより、自己負担額が一定以上軽減できる方に対して、広域連合が年2回（6月、12月）通知している。

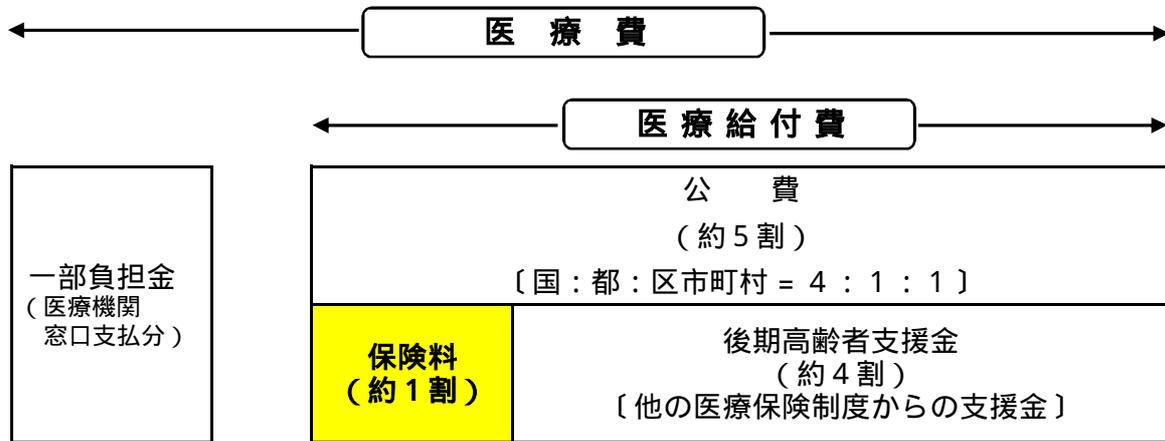
平成30年度 練馬区のジェネリック医薬品 効果分析結果

通知対象者数(人)	切替人数(人)	切替者割合(%)	軽減効果額(円)	切替者1人当り(円)
31,799	12,941	40.7%	28,448,170	2,198

5 保険料

保険料は、医療費から一部負担金を除いた医療給付費の約1割に相当する額で、国、都、区市町村からの負担金や補助金（公費）および他の医療保険制度からの支援金（後期高齢者支援金）などと合わせ、広域連合が運営する後期高齢者医療制度のための財源となる。

医療給付費の財源は、公費が約5割、後期高齢者支援金が約4割、保険料が約1割となる。



保険料は、被保険者一人ひとりに賦課される。保険料率は広域連合が決定し、2年ごとに見直しを行う（東京都内は均一）。

平成30・令和元年度の保険料率等は、平成30年1月に開かれた東京都後期高齢者医療広域連合議会で決定した。

< 保険料率等の改定 >

	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30・令和元年度
均等割額	40,100円	42,200円	42,400円	43,300円
所得割率	8.19%	8.98%	9.07%	8.80%
賦課限度額	55万円	57万円	57万円	62万円

(1) 保険料の計算方法

被保険者一人ひとり（個人単位）について、前年中の所得（1月～12月）をもとに、年度（4月～翌年3月）ごとに計算される。

年間保険料の額は、加入者全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額である。なお、賦課限度額は62万円（平成30・令和元年度）である。

< 平成30・令和元年度の保険料（年額） >

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}} = \boxed{\text{年間保険料}} \\
 \text{(1人 43,300円)} \quad \quad \quad \text{(賦課のもととなる所得金額 × 所得割率 8.80\%)} \quad \quad \quad \text{(賦課限度額 62万円)}
 \end{array}$$

賦課のもととなる所得金額とは

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除33万円を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しない。）

(2) 保険料の軽減

均等割額にかかる軽減

保険料のうち均等割額は、同一世帯の被保険者全員および世帯主の「総所得金額等の合計額」をもとに、9割・8.5割・5割・2割が軽減される。

(各年度3月末現在)

総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯	軽減 割合	練馬区の対象者数(人)					前年度 増減率
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
8.5割軽減を受ける世帯のうち、 被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の所得がない)	9割	17,499	18,138	18,419	18,553	18,893	1.8%
33万円以下	8.5割	11,111	11,838	12,581	13,365	14,079	5.3%
33万円 + (27.5万円 × 被保険者の数 1)以下	5割	4,222	4,728	5,089	5,534	5,968	7.8%
33万円 + (50万円 × 被保険者の数 2)以下	2割	3,733	4,360	4,735	5,248	5,804	10.6%
計		36,565	39,064	40,824	42,700	44,744	4.8%

[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「均等割軽減実績一覧」]

- 平成29年度より、5割軽減の対象となる所得基準額が拡大された。
 - H29 基準額 33万円 + 27万円 × 被保険者数
 - H30 基準額 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数
 - R1 基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数
- 平成29年度より、2割軽減の対象となる所得基準額が拡大された。
 - H29 基準額 33万円 + 49万円 × 被保険者数
 - H30 基準額 33万円 + 50万円 × 被保険者数
 - R1 基準額 33万円 + 51万円 × 被保険者数

所得割額にかかる軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」に応じて、所得割額が軽減される。

賦課のもととなる所得金額	軽減 割合	練馬区の対象者数(人)					前年度 増減率
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
15万円以下	5割	2,054	2,119	2,208	2,376	2,437	2.6%
20万円以下	2.5割	575	618	625	662	702	6.0%
(58万円以下)	(2割)	4,367	4,587	4,941	5,154	-	(30年度から 軽減措置なし)
計		6,996	7,324	7,774	8,192	3,139	61.7%

[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「所得割額軽減実績一覧」]

、 は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

軽減割合が、29年度より下表のとおり見直された。なお、30年度以降 の58万円以下の軽減措置は廃止となった。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合		
	～28年度まで	29年度	30年度以降
15万円以下	10割	7割	5割
20万円以下	7.5割	4.5割	2.5割
58万円以下	5割	2割	(軽減なし)

被用者保険の被扶養者であった被保険者にかかる軽減(被扶養者軽減)

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険などの被扶養者であった場合(国民健康保険・国保組合は除く)、所得割額は賦課せず、均等割額は5割軽減される。

[単位:人]

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度増減率
対象者数	1,842	1,834	1,809	1,841	1,836	0.3%

[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「均等割軽減実績一覧」]

被扶養者軽減は、平成28年度まで特例として均等割額が9割軽減とされていた（本来は、加入から2年を経過する月まで均等割額5割軽減）。

しかし、29年度より下表のとおり、均等割額の軽減割合が見直されることとなった。なお、所得割額は当面は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討することとされた。

軽減割合			
～28年度まで	29年度	30年度	令和元年度以降
9割	7割	5割	加入から2年を経過する月まで5割

平成29年3月31日（28年度）までに後期高齢者医療制度に加入した方は、平成31年3月31日（30年度）をもって軽減期間が終了となった。

平成29年4月1日以降後期高齢者医療制度に加入した方は、29年度は7割軽減となり、以降加入から2年を経過する月までの間に限り5割軽減となる。

「均等割額にかかる軽減」を受けられる場合は、軽減割合の高い方が優先される。

また、被扶養者による軽減期間終了後も、「均等割額にかかる軽減」に該当する場合は、引き続き「均等割額にかかる軽減」を受けることができる。

(3) 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として介護保険料が引き落とされている年金（以後、対象年金）から天引きされる「特別徴収」である。

ただし、「対象年金が年額18万円未満の場合」「後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象年金の2分の1を超える場合」「対象年金が支払調整や差止、支給停止等になっている場合」は、口座振替または納付書で保険料を納める「普通徴収」となる。

また、「特別徴収」は、申請により口座振替に変更することができる。

練馬区の保険料の徴収方法別被保険者数（各年度3月末現在人数：資格喪失者を含む）〔単位：人〕

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度増減数	前年度増減率
特別徴収	43,315	44,270	46,030	47,678	48,982	1,304	2.7%
普通徴収	28,259	28,865	30,061	30,327	31,278	951	3.1%
口座振替	19,128	19,343	19,677	19,828	20,256	428	2.2%
うち選択制による 口座振替	(1,877)	(1,527)	(1,495)	(1,465)	(1,481)	16	1.1%
納付書	9,131	9,522	10,384	10,499	11,022	523	5.0%

特別徴収における年度途中での保険料の増額更正分は、普通徴収による納付となる。

(4) 練馬区の保険料の収納状況

練馬区の保険料の収入額（現年分および滞納繰越分の合計額）

〔単位：円〕

	予算現額	調定額	収入額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額 (-)
26年度	7,187,122,000	7,322,543,100	7,208,543,950	11,271,500	22,006,800	113,999,150
27年度	7,264,993,000	7,305,867,550	7,199,085,750	11,582,400	17,363,500	106,781,800
28年度	7,474,917,000	7,622,973,900	7,523,987,770	13,891,500	23,997,700	98,986,130
29年度	7,664,824,000	7,794,294,930	7,691,840,800	14,030,000	18,977,400	102,454,130
30年度	7,947,074,000	8,067,101,330	7,959,815,900	14,597,300	27,752,330	107,285,430

平成30年度の保険料の収入額の内訳については、次頁の図のとおりである。

平成30年度 保険料の収入額の内訳

	予算現額	調定額	収入額	
現年分	7,891,446,000 円	7,969,594,600 円	A 収入未済額	
			82,981,700 円	
			還付未済額 1	
			14,488,300 円	
			収入済額	
			7,886,612,900 円	
滞納繰越分	55,628,000 円	97,506,730 円	収入済額	
			58,605,700 円	
			還付未済額 1	
			109,000 円	
			B 収入未済額	
			11,148,700 円	
			不納欠損額 2	
			27,752,330 円	
	予算現額	調定額〔計〕	収入額〔計〕 3	収入未済額〔計〕 4
			(+ + +)	(A+B)
	7,947,074,000 円	8,067,101,330 円	7,959,815,900 円	94,130,400 円

還付未済額を
除く
収入済額
(+)
7,945,218,600 円

1 「還付未済額」は、収入額のうち還付金請求権者から請求を受けたときに還付すべき金額。そのため、「収入済額」には含めず、還付未済額として次年度へ繰り越す。

2 「不納欠損額」は、調定額のうち徴収権の消滅時効により徴収できなかった金額

3 「収入額〔計〕」は、収入済額および還付未済額の合計

4 「収入未済額〔計〕」は、還付未済額を含む額で、次年度へ繰り越す。

ア 現年分

[単位:円]

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度 増減率
調定額		7,220,359,200	7,202,603,700	7,521,973,200	7,705,415,000	7,969,594,600	3.4%
収入済額	金額	7,142,451,800	7,128,161,900	7,448,167,500	7,624,571,900	7,886,612,900	3.4%
	収納率	98.9%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	
収入未済額		77,907,400	74,441,800	73,805,700	80,843,100	82,981,700	2.6%

「収入済額」は、還付未済額を除く。

イ 滞納繰越分

[単位:円]

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度 増減率
調定額		102,183,900	103,263,850	101,000,700	88,879,930	97,506,730	9.7%
収入済額	金額	54,820,650	59,341,450	61,928,770	53,238,900	58,605,700	10.1%
	収納率	53.6%	57.5%	61.3%	59.9%	60.1%	
不納欠損額		22,006,800	17,363,500	23,997,700	18,977,400	27,752,330	46.2%
収入未済額		25,356,450	26,558,900	15,074,230	16,663,630	11,148,700	33.1%

「収入済額」は、還付未済額を除く。

保険料収納率の推移（全体）

	予算現額に対する収入率 (収入額 / 予算現額)	調定額に対する収入率 (収入額 / 調定額)	保険料収納率 (収入済額 / 調定額)
26年度	100.3%	98.4%	98.3%
27年度	99.1%	98.5%	98.4%
28年度	100.7%	98.7%	98.5%
29年度	100.4%	98.7%	98.5%
30年度	100.2%	98.7%	98.5%

〔平成30年度内訳〕

	予算現額に対する収入率	調定額に対する収入率	保険料収納率
現年分	100.1%	99.1%	99.0%
滞納繰越分	105.5%	60.2%	60.1%

「収入済額」に対する収納率

練馬区の保険料還付状況

(単位:円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度 増減率
還付未済額	11,271,500	11,582,400	13,891,500	14,030,000	14,597,300	4.0%
過誤納額	118,463,300	127,903,200	122,697,300	133,682,200	137,072,600	2.5%
還付額	107,191,800	116,320,800	108,805,800	119,652,200	122,475,300	2.4%
未済率	9.5%	9.1%	11.3%	10.5%	10.6%	

練馬区の納付方法別収入実績

納付方法	件数	収入金額(円)	割合(件数)	割合(金額)	
特別徴収	26年度	267,610	2,958,172,100	45.4%	40.5%
	27年度	269,788	2,786,353,700	44.4%	38.0%
	28年度	279,342	2,848,784,500	44.3%	37.2%
	29年度	289,861	2,935,502,700	45.0%	37.6%
	30年度	298,890	2,948,791,700	45.3%	36.7%
口座振替	26年度	223,651	2,953,548,300	37.9%	40.5%
	27年度	232,694	3,028,953,800	38.3%	41.4%
	28年度	236,623	3,107,401,200	37.5%	40.6%
	29年度	237,607	3,130,385,900	36.9%	40.1%
	30年度	242,662	3,254,394,600	36.8%	40.5%
窓口払	26年度	53,504	909,336,950	9.1%	12.5%
	27年度	53,997	947,387,100	8.9%	12.9%
	28年度	58,817	1,071,797,750	9.3%	14.0%
	29年度	56,837	1,072,960,800	8.8%	13.7%
	30年度	53,831	1,065,005,100	8.2%	13.3%
コンビニエンス ストア (モバイルレジ を含む)	26年度	45,063	474,665,600	7.6%	6.5%
	27年度	50,452	559,149,000	8.3%	7.6%
	28年度	56,476	619,167,700	8.9%	8.1%
	29年度	59,114	663,793,300	9.2%	8.5%
	30年度	63,971	761,263,300	9.7%	9.5%
配当	26年度	10	850,300	0.00%	0.01%
	27年度	21	1,666,900	0.00%	0.01%
	28年度	14	1,374,770	0.00%	0.02%
	29年度	9	814,100	0.00%	0.02%
	30年度	19	2,905,300	0.00%	0.01%
計	26年度	589,838	7,296,573,250	-	-
	27年度	606,952	7,323,510,500	-	-
	28年度	631,272	7,648,525,920	-	-
	29年度	643,428	7,803,456,800	-	-
	30年度	659,373	8,032,360,000	-	-

各年度4月1日から出納閉鎖までの間に収入計上されたものについては、次年度の集計となる。

還付・充当した保険料額の調整は算定されず、決算額とは異なる。

配当については滞納繰越分を含み、実際に配当処理を行った年度での集計である。

(5) 保険料滞納者への督促・催告

督促状の送付

納期限を一定期間経過しても納付しない被保険者に対して、督促状の送付を行った。

練馬区の保険料滞納者への督促件数

[単位:件]

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度増減率
発送件数	19,601	19,463	20,339	20,358	20,185	0.8%
1か月平均 発送件数	1,633	1,622	1,695	1,697	1,682	

催告書および特別催告書の送付

督促状を送付してもなお未納が続く被保険者に対して、催告書の送付を行った。また、保険料を支払う資力がありながら、督促状・催告書の送付や電話での納付勧奨等を経ても支払いが確認できない場合に、特別催告書を送付した。

練馬区の保険料滞納者への催告件数

[単位:件]

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度増減率
発送件数	7,136	7,452	6,712	7,100	6,625	6.7%

練馬区の保険料滞納者への特別催告件数

[単位:件]

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度増減率
発送件数	5	10	18	3	180	5,900.0%

滞納処分

被保険者の負担の公平を期するとともに後期高齢者医療制度に要する経費の財源を確保するため、督促・催告等を行ってもなおそれに応じず、進展が見込めない滞納者等に対し差押処分等を行った。

練馬区の滞納処分実績

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
財産調査	13件		14件		10件		0件		10件	
換価実績	10件	850,300円	21件	1,666,900円	14件	1,374,770円	9件	814,100円	19件	2,905,300円

(6) 保険料の減免

保険料の減免は収入が著しく減少した被保険者のうち、申請により広域連合で減免の必要があると認められた者に対し行われる。

減免期間は原則として3か月（最大6か月）である。ただし、災害による減免の場合は、災害を受けた日以降、最初の納期の末日から1年間である。

練馬区における保険料の減免状況

	申請(件数)	決定(件数)	金額(円)	却下(件数)
26年度	10	10(5)	403,800 (239,800)	0
27年度	16	16(6)	539,300 (114,500)	0
28年度	12	12(9)	366,900 (245,400)	0
29年度	12	12(12)	357,100 (357,100)	0
30年度	22	22(12)	640,700 (358,000)	0

カッコ内の数字は、うち東日本大震災によるもの

練馬区における認定件数の内訳

(単位:件)

減免事由	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
災害(水害、火災)	4	8	3	0	3
収入減少(失業、休廃業、収監等)	1	2	0	0	7
東日本大震災	5	6	9	12	12

6 財政

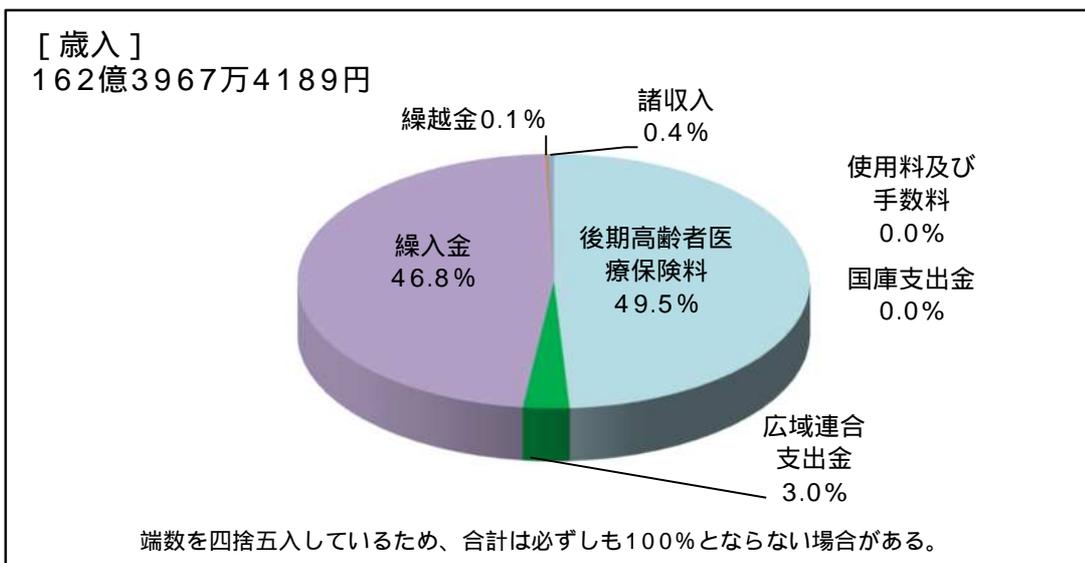
平成30年度 練馬区後期高齢者医療会計決算状況

(1) 歳入

〔単位：円〕

（参考）平成29年度との比較

科目(款)	決算額	平成29年度決算額	前年度増減率
後期高齢者医療保険料	7,959,815,900	7,691,840,800	3.5 %
使用料及び手数料	17,700	10,200	73.5 %
国庫支出金	5,175,616	3,170,392	63.2 %
広域連合支出金	470,666,580	497,266,270	5.3 %
繰入金	7,718,963,683	7,267,854,896	6.2 %
繰越金	23,932,100	21,263,200	12.6 %
諸収入	61,102,610	57,375,032	6.5 %
計	16,239,674,189	15,538,780,790	4.5 %



後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療制度に加入する被保険者が納める保険料 (詳細は「5 保険料」の項(22 ~ 29 ページ) 参照)	
使用料及び手数料	証明手数料	納入済額証明書の交付にあたり、手数料として収入したもの
国庫支出金	国庫補助金	高額療養費制度見直し等の広報に要した費用等
広域連合支出金	健康診査費	広域連合から受託する健康診査費
	葬祭費	広域連合から受託する葬祭事業費
繰入金	保険基盤安定繰入金	低所得者や被用者保険の被扶養者であった者に対するの保険料軽減分を公費で補填するもの(負担割合は、都が3 / 4、区が1 / 4)
	広域連合事務費繰入金	広域連合の事務費を62区市町村で人口等に応じて負担するもの
	療養給付費繰入金	療養給付費にかかる区負担分(区負担率は1 / 12)
	その他一般会計繰入金	保険料軽減措置拠出金分、後期高齢者医療制度の運営にかかる事務費、健康診査費にかかる区上乗せ分・事務費、葬祭費等
繰越金	繰越金	前年度からの繰越金で、被保険者の過年度分保険料還付金に充てるもの
諸収入	預金利子	歳計現金に対する預金利子
	健康保険料等	臨時職員各種保険料本人負担分
	広域連合拠出金返還金	広域連合への保険料未収金補填分負担金等で、既に納入した額と決算額に差額が生じ広域連合より還付を受けたもの

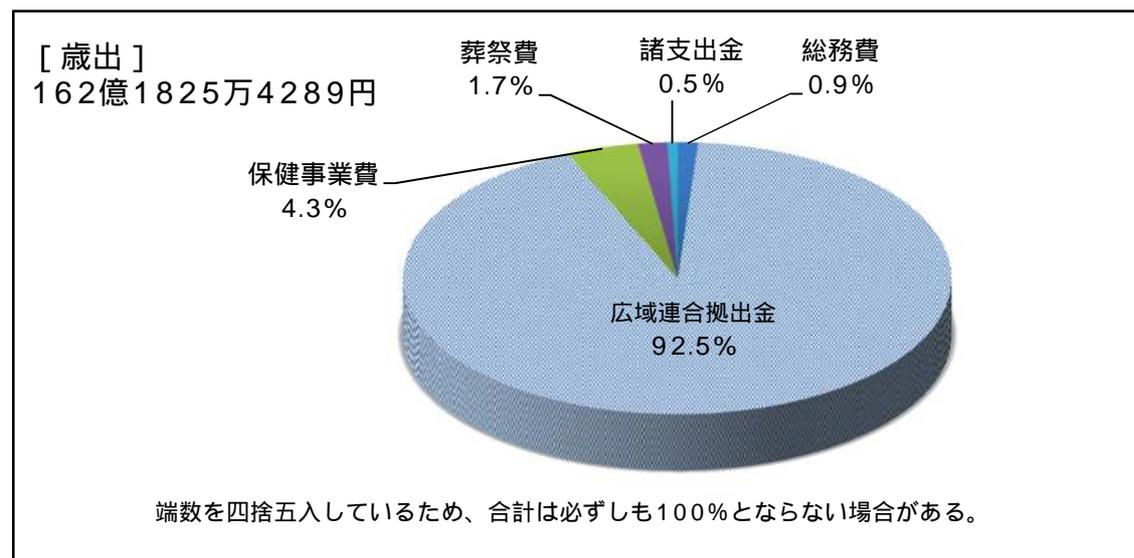
(2) 歳出

(単位:円)

(参考)平成29年度との比較

科目(款)	決算額
総務費	192,751,644
広域連合拠出金	14,959,556,634
保健事業費	689,753,680
葬祭費	276,290,000
諸支出金	99,902,331
計	16,218,254,289

平成29年度決算額	前年度増減率
141,375,991	36.3 %
14,343,336,120	4.3 %
685,830,379	0.6 %
269,710,000	2.4 %
74,596,200	33.9 %
15,514,848,690	4.5 %



総務費	臨時職員経費、消耗品費および印刷費、通信費、窓口業務等委託料、封入等委託料、電算機保守等委託料、電算機等賃借料等	
広域連合拠出金	後期高齢者医療保険料拠出金	後期高齢者医療保険料拠出金
		保険料負担金
		保険基盤安定負担金
		保険料軽減措置拠出金
		保険料未収金補填分負担金
		保険料所得割額減額分負担金
		審査支払手数料負担金
財政安定化基金拠出金負担金(平成30・令和元年度は拠出率0%)		
葬祭費負担金		
	後期高齢者医療療養給付費拠出金	療養給付費として広域連合へ拠出するもの(区負担率は1/12)
	後期高齢者医療事務費拠出金	広域連合規約に基づき、62区市町村の人口等により算出される事務費分賦金
保健事業費	健康診査事業等に要する印刷費、通信費、委託料	
葬祭費	葬祭費用(支給単価70,000円)	
諸支出金	過年度分保険料の還付に充てる経費や一般会計への繰出金等	

7 広報

後期高齢者医療制度の円滑な実施のために、ねりま区報、区ホームページ、広域連合作成のパンフレットおよび広報紙等により、制度に関する広報活動を行い、被保険者への周知を図っている。

(1) ねりま区報による周知

平成30年度は下記の記事を掲載し、区民周知を図った。

(区報は、毎月1・11・21日の月3回発行)

掲載号	記事名	記事の内容
4月11日号	平成30年度後期高齢者医療保険料のお知らせ	暫定保険料通知の発送、特別徴収の保険料納付方法、年間保険料の通知の案内 保険料の軽減特例について
6月21日号	後期高齢者医療制度を利用している皆さまへ 新しい被保険者証を送付	2年に1回の一斉更新のため、新しい被保険者証の送付案内
	負担が軽くなると思われる方へ 基準収入額適用申請書を送付	後期高齢者医療制度の負担割合が軽くなると思われる方への申請書の送付案内
7月1日号	限度額適用・標準負担額減額認定証が 新しくなります	限度額適用・標準負担額減額認定証などの送付案内
	8月から高額療養費制度の自己負担限度額が 変更になります	高額療養費の自己負担限度額が一部変更となるお知らせ
7月11日号	平成30年度後期高齢者医療保険料のお知らせ	保険料の決定通知書の送付、保険料の計算方法の見直しと軽減特例について
12月11日号	医療費と介護サービス費が高額な方へ	高額医療・高額介護合算制度の概要と申請方法の案内
1月21日号	葬祭費を支給	被保険者が亡くなった際の葬祭費支給に関するお知らせ
	交通事故などでケガをしたときは届け出を	交通事故等の第三者行為による傷病に関する医療費や手続きの案内
3月11日号	長寿すこやか歯科検診を開始	後期高齢者の方向けの歯科検診に関するお知らせ
	4月から普通徴収(納付書払い・口座振替)の納付回数などが変わります	保険料の普通徴収の納付回数変更に関するお知らせ
3月21日号	対象となる方に還付加算金を加算して還付します	保険料の還付加算金に関するお知らせ

(2) 区ホームページによる周知

区ホームページ内の「暮らし・手続き」を通じて、後期高齢者医療制度の案内やお知らせを行っている。

(3) 東京都後期高齢者医療広域連合作成の制度周知用パンフレットによる周知

制度周知用パンフレット「後期高齢者医療制度のしくみ」を後期高齢者医療制度担当窓口や区民事務所の窓口および郵送で配布した。

(4) 東京都後期高齢者医療広域連合発行の広報紙「東京いきいき通信」による周知

新聞折込および後期高齢者医療制度担当窓口、区民事務所で配布した。

発行日	号数	主要記事名
7月14日	第24号	7月末までに新しい後期高齢者医療被保険者証（保険証）を交付します
		自己負担の割合（平成30年8月1日から平成31年7月31日まで）
		交通事故などにあつたとき
		平成30年度の保険料
		ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使いましょう
		高額療養費...医療費が高額になったとき
		高額介護合算療養費...医療と介護を合わせた自己負担が高額になったとき
		施術の利用状況をお聞きします
		コルセット等の治療用装具を作つたとき
		年1回 健康診査を受診しましょう
3月17日	第25号	ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使いましょう
		年1回 健康診査を受診しましょう
		交通事故などにあつたとき
		不審な電話や訪問にご注意ください
		平成31年度の保険料
		新しい保険証が届いた方は、これまでお使いの保険証を返却してください
		高額療養費...医療費が高額になったとき
		高額介護合算療養費...医療と介護を合わせた自己負担が高額になったとき
		広域連合議会報告

(5) その他の案内等

平成30年度の宿泊保養施設事業を周知するため、「練馬区国民健康保険・後期高齢者医療制度保養施設のご案内」を作成し、窓口等で配布した。

8 保健事業

被保険者の健康の保持・増進を図るため、以下の事業を実施している。

(1) 健康診査事業

生活習慣病の早期発見と介護予防のために健康診査を実施している。
後期高齢者医療制度における健康診査事業は、広域連合の事務であるが、広域連合では、各区市町村に委託し実施している。練馬区においても、広域連合から受託して実施している。

なお、練馬区の健康診査事業は、平成21年度から健康部健康推進課に窓口を一本化し、効率的で一体的な事業運営を行っている。

練馬区の後期高齢者医療健康診査実績 (各年度3月31日現在) (単位:人)

年度	健診対象者数	受診者数	受診率
26年度	70,091	40,646	57.99%
27年度	71,704	42,045	58.64%
28年度	74,133	43,696	58.94%
29年度	76,420	44,403	58.10%
30年度	78,393	43,812	55.89%
前年度増減率	2.6%	1.3%	2.2%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「平成30年度 後期高齢者医療健康診査実績一覧」より抜粋〕

- 健診対象者は、後期高齢者医療の被保険者であるが、以下の者を除く。
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（特別養護老人ホーム、介護保険施設等）に入所または入居している者
 - ・病院または診療所に6か月以上継続して入院している者等

《 基本健診（広域連合指定）の検査項目 》

問診、身体計測（身長・体重・BMI）、理学的検査、血圧
生化学的検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GOT、GPT、
-GTP、血糖・HbA1c）
尿検査（尿糖、尿蛋白）

《 上乘せ健診（区独自）の検査項目 》

身体計測（腹囲）、貧血検査（白血球数、赤血球数、血小板数等）
生化学的検査（総コレステロール、ALP、アルブミン、尿酸、尿素窒素、クレアチニン
等）
尿検査（潜血等）、心電図、眼底検査、胸部X線撮影

(2) 宿泊保養施設事業

平成21年度から、練馬区国民健康保険において協定を締結している関東近県の旅館等と協定を結び、一般よりも低額な料金で被保険者の利用に供している。平成22年度からは、練馬区国民健康保険と合同で同事業を実施している。

平成30年度 宿泊保養施設利用実績

利用件数	17
利用人数(延べ人数)	34

練馬区国民健康保険分を含む。

ねりまの後期高齢者医療

令和元年度（2019年度）

— 平成30年度実績 —

令和元年（2019年）11月発行

編集・発行 練馬区 区民部

国保年金課 後期高齢者医療制度担当

〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6-12-1

電話 03(5984)4587

03(5984)4588